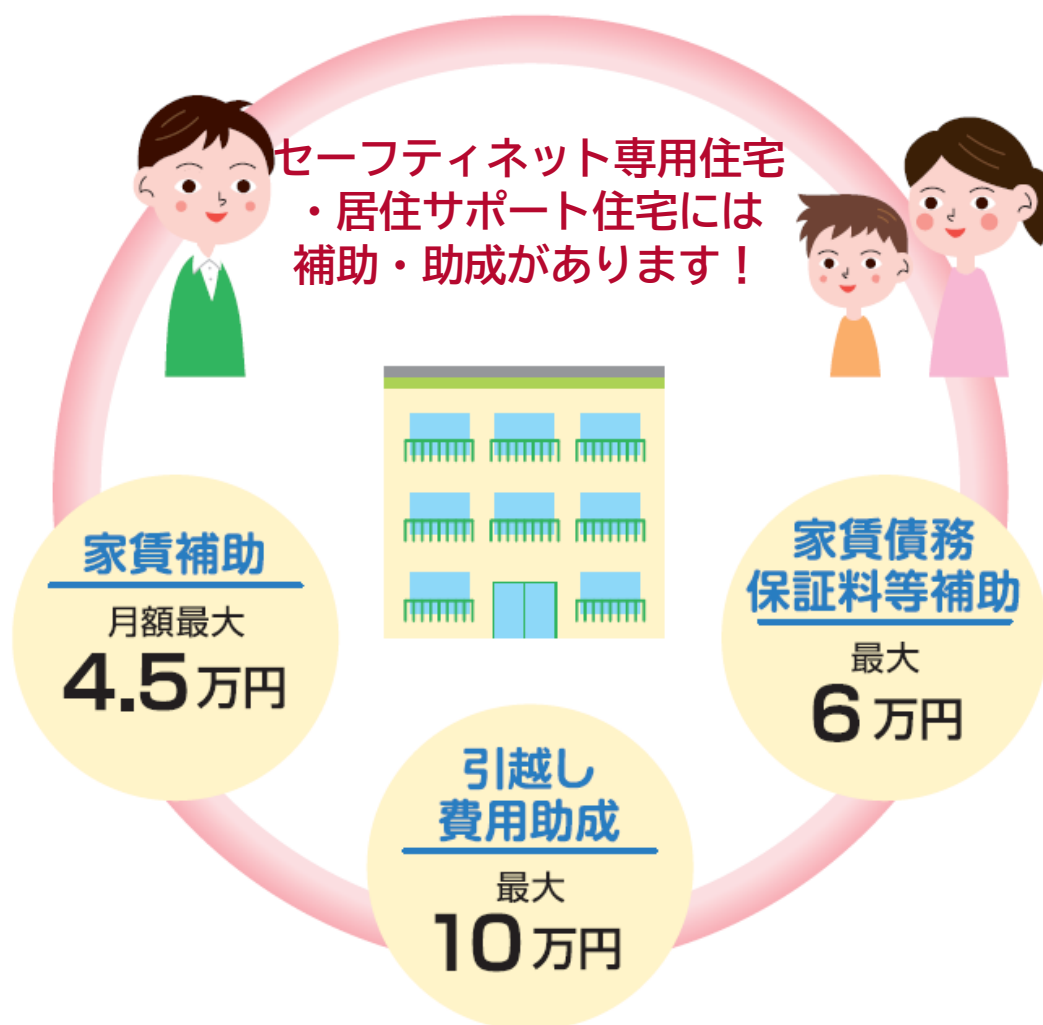


令和8年度
福岡市セーフティネット専用住宅等
入居支援事業

補助付き セーフティネット専用住宅・居住サポート住宅 入居の手引き (入居者向け)



福岡市 住宅都市みどり局 住宅計画課
令和8年4月

< 目 次 >

1. セーフティネット住宅とは	1
(1) セーフティネット住宅の概要	1
(2) セーフティネット住宅の探し方	1
2. 居住サポート住宅とは	2
(1) 居住サポート住宅の概要	2
(2) 居住サポート住宅の探し方	2
3. 福岡市セーフティネット専用住宅等入居支援事業について	3
(1) 事業概要	3
(2) 大家さん等への補助制度	4
(3) 入居者への助成制度	5
4. 補助付き住宅の入居等に係る手続きの流れ	6
◆ 補助付き住宅に住替える場合の手続き	
1-1 入居を希望する補助付き住宅を探す	7
(1) 補助付き住宅（セーフティネット住宅・居住サポート住宅）の探し方.....	7
(2) 入居を希望する補助付き住宅の空き状況等の確認	7
1-2 入居者資格認定申請（入居者資格の事前確認）	8
(1) 入居者資格の事前確認	8
(2) 入居者資格認定申請	10
(3) 入居者資格	16
1-3 入居申込み（賃貸借契約）	31
1-4 転居確認（入居後の住民票の送付）	32
1-5 住替え助成金（引越し費用等への助成）の申請	33
◆ 現在住んでいる住宅で家賃低廉化補助の適用を受けるための手続き	
2-1 大家さんへの事前相談及び入居者資格確認申請	38
2-2 賃貸借変更契約	39
◆ 現在住んでいる住宅で家賃低廉化補助の適用を受けるための手続き	
3-1 入居者資格確認申請（継続申請）	40
3-2 世帯員変更届	41
3-3 名義承継届	41

1. セーフティネット住宅とは

(1) セーフティネット住宅の概要

- 住まいの確保にお困りの低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯等が入居しやすい（入居を拒まれない）賃貸住宅のことです。
- 賃貸住宅の大家さんなどによって「セーフティネット住宅」として、福岡市に登録された住宅は、「セーフティネット住宅情報提供システム」で紹介されます。

(2) セーフティネット住宅の探し方

- 登録されている「セーフティネット住宅」は、国土交通省が管理する専用 WEB サイト「セーフティネット住宅情報提供システム」（下図参照）に掲載されています。
- セーフティネット住宅の所在地、家賃、共益費等、面積、築年数や入居を拒まない住宅確保要配慮者の属性などを見ることができます。

<セーフティネット住宅情報提供システム> <https://safetynet-jutaku.mlit.go.jp/guest/index.php>

【セーフティネット住宅情報提供システムのトップページ】



② 福岡県をクリック

- クリックしたら、「検索条件」の「市区町村」で、「福岡市〇区」を選択してください。
- 必要に応じて希望する住宅の「家賃」「専有面積」「間取り」「築年数」などを選んでください。

【掲載物件のイメージ】

福岡市東区のセーフティネット住宅

5棟 60戸

〇〇マンション 203

6.0万円
共益費・管理費 2,000円

2DK
60㎡
3階

築30年10ヵ月
6階建て
空室

福岡県福岡市東区〇〇
鹿児島本線 〇〇駅 徒歩10分

[詳細を見る](#)

③「詳細を見る」をクリック

- 選択した住宅の「所在地」「家賃」「管理費」「敷金・礼金」「専有面積」「築年数」「交通」などの情報を見ることができます。

2. 居住サポート住宅とは

(1) 居住サポート住宅の概要

- 住まいの確保にお困りの低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯などに対して、賃貸住宅の大家さんと居住支援法人等が連携して、入居中の居住サポート（安否確認、見守り、福祉サービスへのつなぎ等）を行う住宅です。
- 大家さんや居住支援法人が「居住サポート住宅」として福岡市の認定を受けた住宅は、「居住サポート住宅情報提供システム」で紹介されます。

(2) 居住サポート住宅の探し方

- 認定を受けた「居住サポート住宅」は、国土交通省が管理する専用 WEB サイト「居住サポート住宅情報提供システム」（下図参照）に掲載されています。
- 居住サポート住宅の所在地、家賃、共益費等、面積、築年数、居住サポートの方法や対価などを見ることができます。

<居住サポート住宅情報提供システム> <https://support-jutaku.mlit.go.jp/guest/index.php>



- クリックしたら「検索条件」の「市区町村」で「福岡市〇区」を選択してください。
- 必要に応じて希望する住宅の「家賃」「専有面積」「間取り」などを選んでください。

掲載物件イメージ

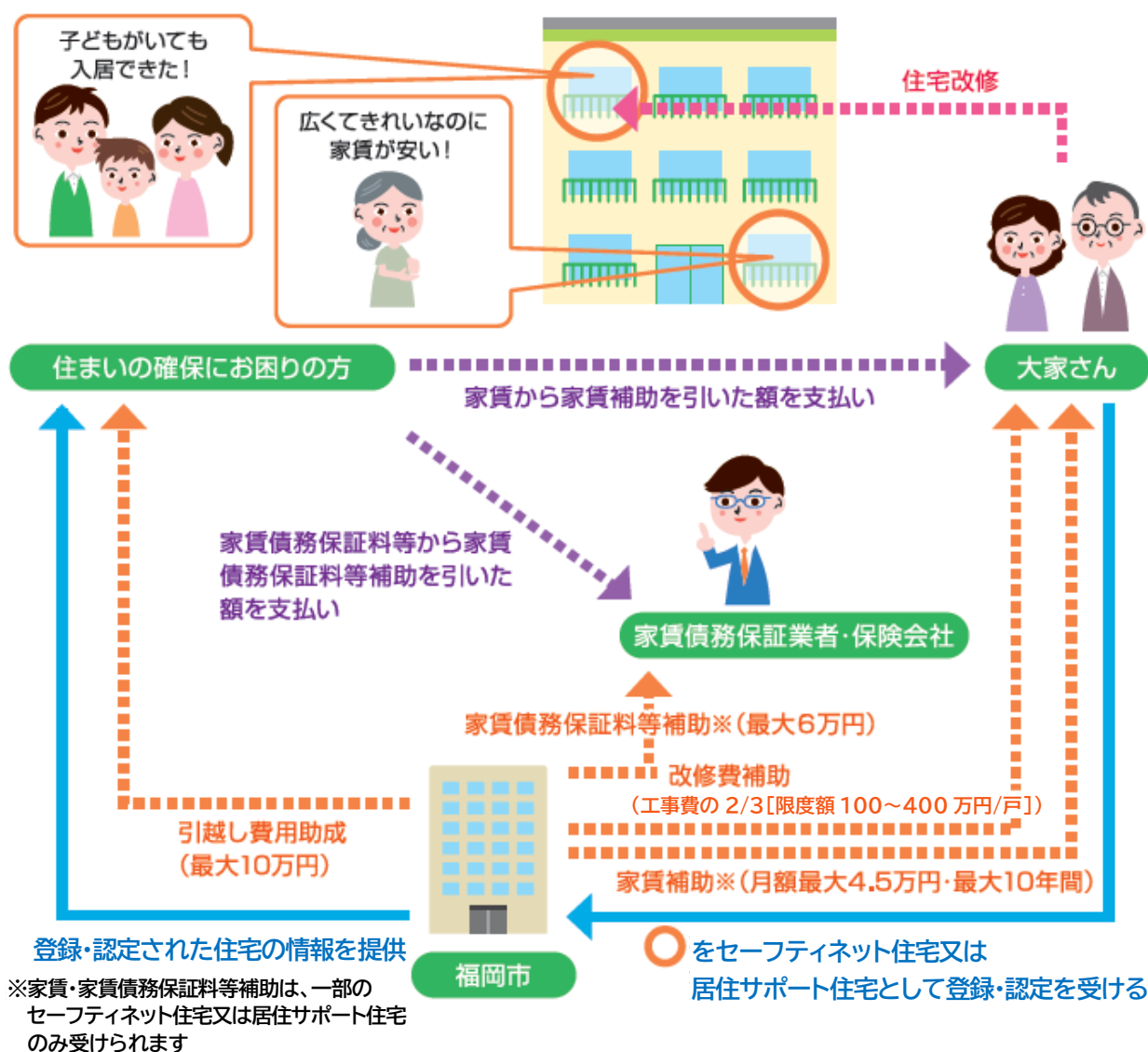
- 選択した住宅の「所在地」「家賃」「管理費」「敷金・礼金」「専有面積」「築年数」「交通」「居住サポート」などの情報を見ることができます。

3. 福岡市セーフティネット専用住宅等入居支援事業について

(1) 事業概要

- 福岡市では、セーフティネット専用住宅及び居住サポート住宅を対象に、建物に対する補助として「住宅改修」、入居者負担の低減に対する補助として「家賃低廉化」「家賃債務保証料等低廉化」に要する費用の一部を賃貸住宅の大家さんなどに対して補助する、補助付き住宅（セーフティネット住宅・居住サポート住宅）を提供しています。
- また、住宅確保要配慮者がセーフティネット住宅又は居住サポート住宅に転居する際に要する「引越し費用等の初期費用」の一部を、住宅確保要配慮者に対して直接助成を行います。

<制度イメージ>

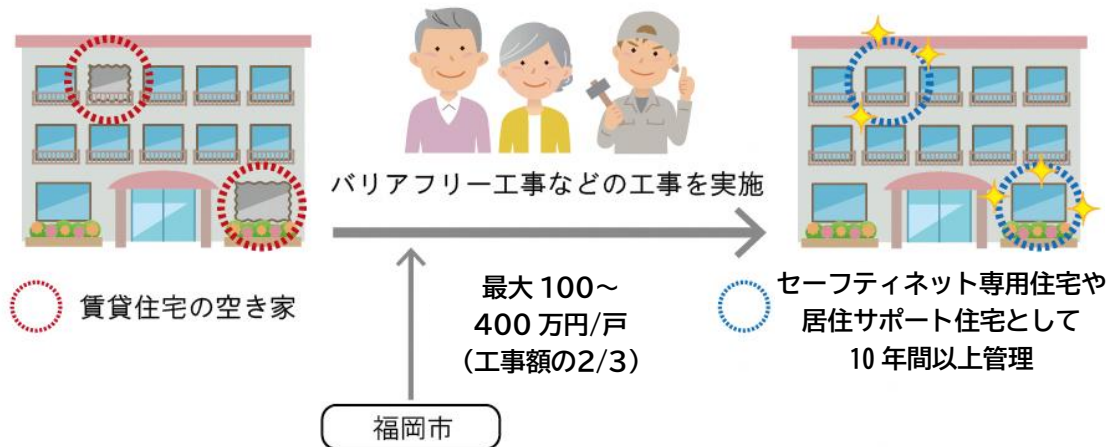


(2) 大家さん等への補助制度

【建物に対する補助】

改修費補助

- **改修費補助金交付住宅**は、バリアフリー改修工事や耐震工事などに要する費用を補助する「**改修費補助**」を、福岡市が大家さんなどに対して交付した住宅です。
- バリアフリー改修工事や耐震工事などが実施された住宅であるため、**住宅確保要配慮者が入居しやすい良質な民間賃貸住宅**となっています。



【入居者負担の低減に対する補助】

家賃低廉化補助

- **家賃補助付き住宅**は、福岡市が大家さんなどに対して、家賃の一部を補助する「**家賃低廉化補助**」を実施し、**特に住宅困窮度が高い住宅確保要配慮者の方が、市営住宅相当の家賃で入居できる住宅**です。
- 大家さんなどへの家賃低廉化補助は、**毎月最大4.5万円（入居者の収入や住宅の面積等により決定します）かつ最大10年間**で、**入居者が市営住宅相当の家賃で入居できる期間も最大10年間**となります。

住宅面積70㎡ 契約家賃80,000円の場合の入居者負担額	入居世帯の所得(月額)		入居者負担額	家賃補助額
	104,000円以下		35,000円	45,000円
104,001円以上123,000円以下		40,400円	39,600円	

住宅面積35㎡ 契約家賃54,000円の場合の入居者負担額	入居世帯の所得(月額)		入居者負担額	家賃補助額
	104,000円以下		17,500円	36,500円
104,001円以上123,000円以下		20,200円	33,800円	

家賃債務保証料等低廉化補助

- 家賃債務保証料等とは、**家賃債務保証を利用する際の費用（家賃債務保証料）と孤独死・残置物に係る保険料、死後事務委任契約に係る費用（残置物の処理に係るものに限る）、緊急連絡先引受けに係る費用**をいいます。
- 「家賃債務保証」とは、住宅を借りる際に必要な連帯保証人の代わりに、家賃債務保証業者が家賃債務を引き受けることで、その際に入居者は家賃債務保証料が必要になります。
- **家賃債務保証料等補助付き住宅**は、**住宅困窮度の高い住宅確保要配慮者の方が**家賃債務保証等を利用する場合に、福岡市が家賃債務保証業者・保険会社・居住支援法人に対して費用の一部を補助する「**家賃債務保証料等低廉化補助**」を実施する住宅です。
- 家賃債務保証業者・保険会社・居住支援法人への家賃債務保証料等低廉化補助は、**最大6万円**です。
- **入居者の方が入居時に支払う家賃債務保証料等は、本来の家賃債務保証料等から補助額を引いた額**となります。（家賃債務保証料等が6万円を超える場合、入居者負担が発生します。）

（3）入居者への助成制度

セーフティネット住宅等住替え助成金

- セーフティネット住宅や居住サポート住宅へ転居した場合、下表の**助成対象経費の合計額（消費税含む）の1/2かつ最大10万円**まで、福岡市が入居者に直接助成します。
- 助成対象となる世帯の要件がございますので、詳細はP.33をご確認ください。

区分	助成対象経費	助成対象外経費
初期費用等	<ul style="list-style-type: none"> ○礼金 ○建物仲介手数料 ○家賃債務保証料 ○住宅保険料（火災保険等） ○鍵交換費用 ○転居前の住宅に係る原状回復費用 ○転居前の住宅の清掃（クリーニング） ・消毒費用 	<ul style="list-style-type: none"> ×敷金 ×駐車場仲介手数料 ×契約時に支払う家賃、共益費及び管理費 ×転居後の住宅の清掃（クリーニング） ・消毒費用 ×その他左記に定めるもの以外の費用
引越費用	<ul style="list-style-type: none"> ○引越し運搬費用 ○荷造りや荷解きに係る費用（人件費や梱包資材に係る費用など） ○引越しに伴うエアコン、洗濯機などの取り外し・取り付けに係る電気設備工事費用（転居前住宅から移設したものに限り。） ○引越しに伴う不用品の処分費用 	<ul style="list-style-type: none"> ×引越し業者が行う消毒又はハウスクリーニングに係る費用 ×公共料金等の名義変更代行サービスに係る費用 ×挨拶品の手配に係る費用 ×引越しに係る友人等への謝礼金

<注意>

他制度による給付金等（例：中国残留邦人への支援給付金など）を受給している場合は、当該補助又は助成金を受給することにより、減額又は停止となる場合がありますので、ご確認の上活用をご検討ください。

4. 補助付き住宅の入居等に係る手続きの流れ

◆ 補助付き住宅に住替える場合の手続き

P. 7 **1-1** 入居を希望する補助付き住宅を探す



P. 8 **1-2** 入居者資格認定申請（入居者資格の事前確認）



P. 31 **1-3** 入居申込み（賃貸借契約）



P. 32 **1-4** 転居確認（入居後の住民票の送付）



P. 33 **1-5** 住替え助成金（引越し費用等への助成）の申請

◆ 現在住んでいる住宅で家賃低廉化補助の適用を受けるための手続き

P. 38 **2-1** 大家さんへの事前相談及び入居者資格認定申請



P. 39 **2-2** 賃貸借変更契約

◆ 入居後に必要な手続き

（※以下の手続きは、家賃補助付き住宅に入居している場合のみ必要です）

〔毎年提出が必要〕

P. 40 **3-1** 入居者資格認定申請（継続申請）

〔都度提出が必要〕

P. 41 **3-2** 世帯員変更届

P. 41 **3-3** 名義承継届

◆ 補助付き住宅に住替える場合の手続き

1-1 入居を希望する補助付き住宅を探す

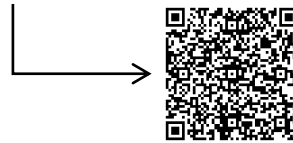
(1) 補助付き住宅（セーフティネット住宅・居住サポート住宅）の探し方

○ 補助付き住宅※は、福岡市 HP（入居者募集ページ） からご確認いただけます。

※ 改修費補助金交付住宅、家賃補助付き住宅又は家賃債務保証料等補助付き住宅（P4、5 参照）

◆ 福岡市HP（補助付き住宅入居者募集ページ）

<URL> https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/jigyochousei/life/sn_nyuukyoshaboshu.html



○ 各補助付き住宅には、それぞれ入居者資格（P16、17 参照）が設定されています。あらかじめご一読ください。

○ セーフティネット住宅や居住サポート住宅として登録・認定されている住宅は、以下のシステムからも検索いただけます。（補助付き住宅としての入居者募集状況は、福岡市HPからご確認ください）

◆ セーフティネット住宅情報提供システム

<URL> <https://safetynet-jutaku.mlit.go.jp/guest/index.php>



◆ 居住サポート住宅情報提供システム

<URL> <https://support-jutaku.mlit.go.jp/guest/index.php>



(2) 入居を希望する補助付き住宅の空き状況等の確認

○ 入居を希望する住宅が見つかった場合は、当該住宅の管理会社等に空き状況を確認してください。

○ 空き室であることが確認できた場合、**2** 入居者資格認定申請（入居者要件の事前確認）※P.8 に進んでください。当該住宅の入居者資格の有無を確認します。

1-2 入居者資格認定申請（入居者資格の事前確認）

（1）入居者資格の事前確認

- 入居を希望する補助付き住宅が空き室であることを確認した後、当該住宅の**入居者資格の有無**（P.16、17に記載の内容に適合しているか）について、**市で事前確認**を行いますので、下記までご連絡ください。

<連絡先>

福岡市住宅都市みどり局住宅計画課居住支援係

住所：福岡市中央区天神1-8-1 TEL：092-711-4279 FAX：092-733-5589

- 市から、補助付き住宅の種類に応じて、以下の内容を伺いますので、事前の確認をお願いいたします。

改修費補助金交付住宅の場合

項目	回答	備考
入居希望の住宅名・号室		—
世帯構成・人数		年齢、続柄などをお聞きします。
世帯年収	円	源泉徴収票、所得証明書等でご確認ください。 分からない場合は、概ねの額をお聞きします。
世帯の総所得金額	円	P.18、19記載の① 各自の総所得金額の確認方法 、 ② 世帯全員の総所得金額の算出 を参照ください。 (※分からない場合は、空欄で結構です)

家賃補助付き又は家賃債務保証料等補助付き住宅の場合

項目	回答	備考	
入居希望の住宅名・号室		—	
世帯構成・人数		年齢、続柄などをお聞きします。	
世帯年収	円	源泉徴収票、所得証明書等でご確認ください。 分からない場合は、概ねの額をお聞きします。	
世帯の総所得金額	円	P.18、19記載の① 各自の総所得金額の確認方法 、 ② 世帯全員の総所得金額の算出 を参照ください。 (※分からない場合は、空欄で結構です)	
現在の 賃貸住宅	住所	市 区	福岡市内以外に居住の方は、 対象外 です。 ※市内に勤務（4月以上かつ、1週間の勤務時間が30時間以上）の場合は、市外でも可です。
	住宅面積	m ²	賃貸借契約書などでご確認ください。
	家賃	円	
	入居時期	年 月	
生活保護	該当・非該当	該当の方は、 対象外 です。	
住居確保給付金（家賃の補助）	受給中・非受給	受給中の方は、 対象外 です。	

- 聞取り後、入居者資格に適合すると思われる場合は、その旨ご連絡いたします。
- その後、**正式に入居者要件の確認を行う**ため、次ページの書類をご提出ください。

〔提出先〕福岡市住宅都市みどり局住宅部住宅計画課居住支援係
〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号
TEL：092-711-4279 FAX：092-733-5589
MAIL：sumikae-josei@city.fukuoka.lg.jp



〔提出方法〕持参、郵送又はメール

(2) 入居者資格認定申請

- 誓約書兼同意書に同意する場合は、※1、2、3の書類は提出不要です。
- 【原本】とある書類は、持参又は郵送で提出してください。
- 改修費補助金交付住宅の場合は、※4の書類は提出不要です。

チェック	必要書類	備考
<input type="checkbox"/>	○ 入居者資格認定申請書 (様式第19号)	福岡市HPから印刷・ダウンロードしてください。
<input type="checkbox"/>	○ 入居者資格に係る誓約書兼同意書 (様式第19号別紙)	
<input type="checkbox"/> ※1	○ 転居前(現在)の世帯全員の住民票の写し【原本】 (続柄の記載あり、個人番号の記載なし、30日以内に交付を受けたもの) ※別世帯の配偶者がいる場合、配偶者についても上記書類の提出が必要です。 ※福岡市内に住んでいる方で誓約書兼同意書に同意した方は不要	
<input type="checkbox"/>	○ 世帯員全員(16歳以上)の、転居前の居住地における市区町村税に滞納がないことを証明する書類(転居前の居住地が福岡市以外の場合に限る)【原本】 (課税の有無に関係なく必要です。30日以内に交付を受けたもの) ※令和7年中に福岡市外に居住していたことがある方は、福岡市内間で転居を行う場合も、上記書類が必要となる場合があります。 ※別世帯の配偶者がいる場合、配偶者についても上記書類の提出が必要です。	
<input type="checkbox"/> ※2	○ 世帯員全員(16歳以上)の、福岡市の市税に係る徴収金(市税及び延滞金等)に滞納がないことの証明書【原本】 (課税の有無に関係なく必要です。30日以内に交付を受けたもの) ※別世帯の配偶者がいる場合、配偶者についても上記書類の提出が必要です。 ※福岡市内に住んでいた方で誓約書兼同意書に同意した方は不要	
<input type="checkbox"/> ※3	○ 令和7年分の世帯員全員(16歳以上)の所得が分かる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和8年度 所得証明書又は課税明細書【原本】 ・ 令和8年度 給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額決定通知書【写し】 ・ 令和8年度 市民税・県民税(税額決定・納税)通知書【写し】 ※申請時点で取得できる最新年度の証明書等を提出してください ※収入の有無に関係なく、上記のいずれかが必要です ※別世帯の配偶者がいる場合、配偶者についても上記書類の提出が必要です ※必要とする年度の1月1日現在に住んでいた市区町村で取得してください ※令和7年分の所得が確定する前に申請を行う場合は、令和6年分の所得を確認します (令和7年分の所得確認⇒給与所得のみの方…5/20以降、それ以外の方…6/11以降) ※必要年度の1月1日に、福岡市内に住んでいた方で誓約書兼同意書に同意した方は不要	
《転居前(現在)の住宅について》		
<input type="checkbox"/> ※4	○ 賃貸借契約書【写し】	【必要なページ】 ・ 所在地、物件名、家賃、入居者一覧がわかるページ ・ 貸主、借主、管理会社、不動産媒介業者が記載及び押印されているページ
《場合により必要な書類》		
<input type="checkbox"/>	○ その他入居者資格に係る証明書等【写し】	※世帯の状況等に応じて別途書類をご準備いただく場合があります。

- 入居者要件に該当すると正式に認められた場合は、市より「入居者資格認定通知書」をお渡しいたしますので、当該通知書を持参の上、**1-3 入居申込み（賃貸借契約）※P.31**に進んでください。

<注意>

市による入居者資格の事前確認は、入居を希望する補助付き住宅への入居者資格の有無を事前に確認するものであり、入居者資格に適合した場合でも、当該住宅に確実に入居できることを保証するものではありません。

記載例〈入居者資格認定申請書（様式第19号）〉

様式第19号（第28条、第36条、第58条関係）

令和 ○年 ○月 ○日

（宛先）福岡市長

住所	福岡市○○区○○ ○丁目○○番○○号
氏名	天神 太郎

福岡市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等入居支援事業
入居者資格認定申請書

標記事業の同補助金交付要綱の規定により、入居者資格の認定について、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称	福岡市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等入居支援事業	
2 申請の種別	<input type="checkbox"/> 改修費補助金の交付を受けた住宅 【交付要綱第28条第1項の規定による申請】 <input checked="" type="checkbox"/> 家賃の低廉化を行う住宅（新規） 【交付要綱第36条第1項の規定による申請】 <input type="checkbox"/> 家賃の低廉化を行う住宅（特例） 【交付要綱第36条第2項の規定による申請】 <input type="checkbox"/> 家賃の低廉化を行う住宅（継続） 【交付要綱第36条第3項の規定による申請】 <input type="checkbox"/> 家賃債務保証料等の低廉化を行う住宅 【交付要綱第58条第1項の規定による申請】 ※該当する□にレ印を入れてください	
3 対象住宅の名称等	住宅名	○○アパート
	所在地	福岡市○○区○○ ○○丁目○○番地○○号
	住戸号数	○○○号室

4 入居者及び同居者

続柄	ふりがな	年間所得金額 (円)	世帯の控除額 (控除対象者は控除額を記入)																							
	氏名		給与所得等調整控除	同居及び扶養控除	特定扶養控除	老人扶養(同一生計配偶者)控除	寡婦控除	ひとり親控除	障がい者控除	特別障がい者控除																
											1人あたりの控除額															
											10万円	38万円	25万円	10万円	27万円	35万円	27万円	40万円								
入居者 (本人)	てんじん たろう 天神 太郎	2,000,000	10	/	/	/	/	/	/	/																
同居者	妻 別居 <input checked="" type="radio"/> 同居	てんじん はなこ 天神 花子	600,000	10	38	/	/	/	27	/																
	長男 別居 <input checked="" type="radio"/> 同居	てんじん いちろう 天神 一郎	0	38	25	/	/	/	/	/																
	別居・同居	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>▽ 控除の種類について ▽</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">給与所得等調整控除</td> <td>所得がある人(所得が10万円以下の場合はその額)</td> </tr> <tr> <td>同居及び扶養控除</td> <td>同居者又は同居しない扶養親族</td> </tr> <tr> <td>特定扶養控除</td> <td>扶養親族のうち16歳以上23歳未満である方</td> </tr> <tr> <td>老人扶養(同一生計配偶者)控除</td> <td>同一生計配偶者及び扶養親族で70歳以上の方</td> </tr> <tr> <td>寡婦控除</td> <td>所得がある人が寡婦の場合(所得が27万円以下の場合はその額)</td> </tr> <tr> <td>ひとり親控除</td> <td>所得がある人がひとり親の場合(所得が35万円以下の場合はその額)</td> </tr> <tr> <td>障がい者控除</td> <td>申請者及び同居親族並びに扶養親族の中に障がい者がいる場合</td> </tr> <tr> <td>特別障がい者控除</td> <td>申請者及び同居親族並びに扶養親族の中に重度の障がい者がいる場合</td> </tr> </table> </div>									給与所得等調整控除	所得がある人(所得が10万円以下の場合はその額)	同居及び扶養控除	同居者又は同居しない扶養親族	特定扶養控除	扶養親族のうち16歳以上23歳未満である方	老人扶養(同一生計配偶者)控除	同一生計配偶者及び扶養親族で70歳以上の方	寡婦控除	所得がある人が寡婦の場合(所得が27万円以下の場合はその額)	ひとり親控除	所得がある人がひとり親の場合(所得が35万円以下の場合はその額)	障がい者控除	申請者及び同居親族並びに扶養親族の中に障がい者がいる場合	特別障がい者控除	申請者及び同居親族並びに扶養親族の中に重度の障がい者がいる場合
	給与所得等調整控除										所得がある人(所得が10万円以下の場合はその額)															
同居及び扶養控除	同居者又は同居しない扶養親族																									
特定扶養控除	扶養親族のうち16歳以上23歳未満である方																									
老人扶養(同一生計配偶者)控除	同一生計配偶者及び扶養親族で70歳以上の方																									
寡婦控除	所得がある人が寡婦の場合(所得が27万円以下の場合はその額)																									
ひとり親控除	所得がある人がひとり親の場合(所得が35万円以下の場合はその額)																									
障がい者控除	申請者及び同居親族並びに扶養親族の中に障がい者がいる場合																									
特別障がい者控除	申請者及び同居親族並びに扶養親族の中に重度の障がい者がいる場合																									
別居・同居																										
別居・同居																										
別居・同居																										
合計年間所得金額 (A)			上記の合計 (B)																							
2,600,000 円			1,480,000 円																							
世帯の所得	(A) - (B) 1,120,000 円 ÷ 12ヶ月 = 93,333 円																									
5 添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員の住民票の写し(30日以内に交付を受けたもの) ・世帯全員の所得及び年収の分かる書類(所得証明書、給与所得等に係る市県民税・県民税特別徴収額の決定通知書の写し又は市民税・県民税(税額決定・納税)通知書・課税明細書の写し等) ・市税に係る徴収金(市税及び延滞金等)に滞納がないことの証明書(30日以内に交付を受けたもの) ・転居前の居住地の市区町村税に滞納がないことを証明する書類(30日以内に交付を受けたもの)(転居前の居住地が福岡市以外の場合に限る。) ・転居前又は現在居住中の賃貸住宅の所在地、住宅面積及び家賃等が分かる書類(改修費補助金の交付を受けた住宅の場合は不要) ・その他入居者資格に係る証明書等 ・その他市長が必要と認める書類 																									

記載例〈入居者資格認定申請書（様式第19号別紙）〉

別紙（様式第19号）

令和 ○年 ○月 ○日

（宛先）福岡市長

住所	福岡市○○区○○ ○丁目○○番○○号
氏名	天神 太郎

福岡市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等入居支援事業
入居者資格に係る誓約書兼同意書

下記の【誓約事項】に掲げる入居者資格に適合していることを誓約します。（交付要綱第28条第1項の規定による申請のみの場合は1のみ）

なお、入居者資格要件の審査のため、本申請にあたり市に提出した個人情報に基づき、福岡県警察（誓約事項1の確認）及び市情報所管課（誓約事項2及び3の確認）に対して照会すること及び次項の【同意事項】で同意した内容に使用されることに同意します。

（確認欄）

下記の世帯員以外に、生計を同一にする者（別世帯の配偶者）が いません
 います

同意欄	ふりがな 氏名	続柄	生年月日
1 <input checked="" type="checkbox"/>	てんじん たろう 天神 太郎	本人	昭/平/令 ○○年 ○○月 ○○日 (○○歳)
2 <input checked="" type="checkbox"/>	てんじん はなこ 天神 花子	妻	昭/平/令 ○○年 ○○月 ○○日 (○○歳)
3 <input checked="" type="checkbox"/>	てんじん いちろう 天神 一郎	長男	昭/平/令 ○○年 ○○月 ○○日 (○○歳)
4 <input type="checkbox"/>			昭/平/令 年 月 日 (歳)
5 <input type="checkbox"/>			昭/平/令 年 月 日 (歳)

（別世帯の配偶者がいる場合は、記載してください。）

1 <input type="checkbox"/>			昭/平/令 年 月 日 (歳)
	住所	(〒 -)	

記

【誓約事項】

- 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第2条第2項に規定する暴力団員若しくは第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
- 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者ではありません。
- 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金を受給していません。

【同意事項】※任意

チェック	同意する内容
☑	(1) 住民基本台帳の情報について閲覧がされること。
☑	(2) 市税に係る徴収金（市税及び延滞金）に滞納がないこと及び課税情報の確認にあたり、税務担当課に本申請書が開示され、市税等の課税状況及び納付状況についての照会がされること。

※上記【同意事項】は任意ですが、同意されない場合は、以下の書類を市に提出する必要があります。

- (1) 当該誓約書兼同意書提出時における世帯全員の住民票の写し（30日以内に交付を受けたもの）
- (2) 当該住宅へ入居後30日以内に、当該住宅の住所に変更済みの世帯全員の住民票の写し（30日以内に交付を受けたもの）※交付要綱第36条第1項の申請の場合
- (3) 世帯員全員の所得が分かる書類（30日以内に交付を受けたもの）
- (4) 世帯員全員の福岡市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）に滞納がないことの証明書（30日以内に交付を受けたもの）

<注意事項>

審査の結果、前項の【誓約事項】に適合していないことが認められた場合は、当該住宅を退去いただくことがあります。

(3) 入居者資格

- 入居を希望する補助付き住宅の種類に応じて、入居者要件が異なります。**複数に該当する場合は、全ての要件を満たす必要があります。**

改修費補助金交付住宅の場合

チェック	入居者要件
<input type="checkbox"/>	政令月収が 38 万 7 千円以下である住宅確保要配慮者世帯又は被災者世帯であること ⇒ 「政令月収」の算出方法については、P. 18、19 をご確認ください ⇒ 「住宅確保要配慮者」については、P. 20 をご確認ください
<input type="checkbox"/>	福岡市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）の滞納がないこと
<input type="checkbox"/>	転居前の居住地における市区町村税に滞納がないこと
<input type="checkbox"/>	暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではない世帯であること

家賃補助付き住宅の場合

チェック	入居者要件					
<input type="checkbox"/>	福岡市内に居住している又は勤務※していること （※勤務：4 カ月以上継続して雇用され、かつ、1 週間の勤務時間が 30 時間以上）					
<input type="checkbox"/>	2 人以上の世帯（親族に限る）であること ※下記の世帯は単身世帯でも可 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>高齢者（60 歳以上）</td> </tr> <tr> <td>障がい者 （身体障害者手帳を所持（1～4 級）、精神障害者保健福祉手帳（1～3 級）、療育手帳を所持又は知的障がい者であることを更生相談所から判定された方）</td> </tr> <tr> <td>海外からの引揚者</td> </tr> <tr> <td>犯罪・DV 被害者</td> </tr> <tr> <td>被災者</td> </tr> </table>	高齢者（60 歳以上）	障がい者 （身体障害者手帳を所持（1～4 級）、精神障害者保健福祉手帳（1～3 級）、療育手帳を所持又は知的障がい者であることを更生相談所から判定された方）	海外からの引揚者	犯罪・DV 被害者	被災者
高齢者（60 歳以上）						
障がい者 （身体障害者手帳を所持（1～4 級）、精神障害者保健福祉手帳（1～3 級）、療育手帳を所持又は知的障がい者であることを更生相談所から判定された方）						
海外からの引揚者						
犯罪・DV 被害者						
被災者						
<input type="checkbox"/>	市営住宅又は持家に居住していないこと （市営住宅の名義人ではない、同居しようとする親族を含め、市内外に持家がない）					
<input type="checkbox"/>	要支援世帯（1）又は（2）であること。ただし、現在住んでいる住宅で家賃低廉化補助の適用を受ける場合は、要支援世帯（2）に限る。 ⇒ 「要支援世帯」については、P. 20～24 をご確認ください					
<input type="checkbox"/>	生活保護受給者でないこと					
<input type="checkbox"/>	住居確保給付金を受給していないこと					
<input type="checkbox"/>	家賃補助付き住宅に転居する又は住み続けることで、居住環境が向上すること ⇒ 「居住環境の向上」については、P. 25～30 をご確認ください					
<input type="checkbox"/>	福岡市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）の滞納がないこと					
<input type="checkbox"/>	転居前の居住地における市区町村税に滞納がないこと					
<input type="checkbox"/>	暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではない世帯であること					

家賃債務保証料等補助付き住宅の場合

チェック	入居者要件					
<input type="checkbox"/>	<p>福岡市内に居住している又は勤務※していること (※勤務：4カ月以上継続して雇用され、かつ、1週間の勤務時間が30時間以上)</p>					
<input type="checkbox"/>	<p>2人以上の世帯（親族に限る）であること ※下記の世帯は単身世帯でも可</p> <table border="1" data-bbox="360 432 1367 741"> <tr> <td data-bbox="360 432 1367 486">高齢者（60歳以上）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 486 1367 595">障がい者 （身体障害者手帳を所持（1～4級）、精神障害者保健福祉手帳（1～3級）、療育手帳を所持又は知的障がい者であることを更生相談所から判定された方）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 595 1367 645">海外からの引揚者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 645 1367 694">犯罪・DV被害者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 694 1367 741">被災者</td> </tr> </table>	高齢者（60歳以上）	障がい者 （身体障害者手帳を所持（1～4級）、精神障害者保健福祉手帳（1～3級）、療育手帳を所持又は知的障がい者であることを更生相談所から判定された方）	海外からの引揚者	犯罪・DV被害者	被災者
高齢者（60歳以上）						
障がい者 （身体障害者手帳を所持（1～4級）、精神障害者保健福祉手帳（1～3級）、療育手帳を所持又は知的障がい者であることを更生相談所から判定された方）						
海外からの引揚者						
犯罪・DV被害者						
被災者						
<input type="checkbox"/>	<p>市営住宅又は持家に居住していないこと （市営住宅の名義人ではない、同居しようとする親族を含め、市内外に持家がない）</p>					
<input type="checkbox"/>	<p>要支援世帯（1）～（4）又は支援世帯（A）（B）であること ※ただし、要支援世帯（4）、支援世帯（A）（B）の場合は、犯罪・DV被害者又は立ち退き要求を受けている世帯（ひとり親世帯、子育て世帯（未就学）若しくは多子世帯に限る。 ⇒「<u>要支援世帯</u>」「<u>支援世帯</u>」については、P.20～24をご確認ください</p>					
<input type="checkbox"/>	<p>生活保護受給者でないこと</p>					
<input type="checkbox"/>	<p>住居確保給付金を受給していないこと</p>					
<input type="checkbox"/>	<p>家賃債務保証料等補助付き住宅に転居することで、居住環境が向上すること ⇒「<u>居住環境の向上</u>」については、P.25～30をご確認ください</p>					
<input type="checkbox"/>	<p>福岡市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）の滞納がないこと</p>					
<input type="checkbox"/>	<p>転居前の居住地における市区町村税に滞納がないこと</p>					
<input type="checkbox"/>	<p>暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではない世帯であること</p>					

政令月収の算出方法

- 政令月収とは、世帯全員の総所得金額から扶養控除等の額を差引いた後の月平均額です。

$$\text{政令月収} = (\text{世帯全員の総所得金額} - \text{世帯の控除額}) \div 12$$

- ① 各自の総所得金額を確認
- ② 各自の総所得金額を合計して、世帯全員の総所得金額を算出
- ③ 世帯の控除額を算出
- ④ 世帯全員の総所得金額（②で計算した額）から世帯の控除額（③で計算した額）を差し引き、12で割った額が政令月収

- 政令月収が 123,000 円以下又は 158,000 円以下となる総所得金額・世帯収入の目安

政令月収を年間総所得金額・年間世帯収入（各種控除前の総収入）に換算した場合の基準は下表のとおりです。世帯構成によってはずれが生じる可能性がありますので、目安としてご参考ください。

【年間総所得金額】

世帯人数	1人	2人	3人	4人
総所得金額	A：1,576,000 円	A：1,956,000 円	A：2,336,000 円	A：2,716,000 円
	B：1,996,000 円	B：2,376,000 円	B：2,756,000 円	B：3,136,000 円

※ A：政令月収 123,000 円以下となる目安、B：政令月収 158,000 円以下となる目安

所得を収入に換算した場合

【年間世帯収入】

世帯人数	1人	2人	3人	4人
世帯収入	A：2,367,000 円	A：2,911,000 円	A：3,451,000 円	A：3,947,000 円
	B：2,967,000 円	B：3,511,000 円	B：3,995,000 円	B：4,471,000 円

※ A：政令月収 123,000 円以下となる目安、B：政令月収 158,000 円以下となる目安

※上記の世帯年収は、総所得金額を1人の収入に換算したものです。複数人の年収を合算した場合には、総所得金額とずれが生じる可能性がありますので、あくまでも目安としてご参考ください。

① 各自の総所得金額の確認方法

○ 給与収入のみの方

令和8年度 「所得証明書」、「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額決定通知書」、「市民税・県民税（税額決定・納税）通知書・課税明細書」の総所得金額

○ 年金収入のみの方

令和8年度 「所得証明書」や「市民税・県民税（税額決定・納税）通知書・課税明細書」の総所得金額

○ 複数の収入がある方

令和8年度 「所得証明書」の総所得金額

※令和8年度の所得（令和7年1月1日から令和7年12月31日までの所得）が確定（給与所得のみの方…5/20以降、それ以外の方…6/11以降）するまでは、令和7年度の所得（令和6年1月1日から令和6年12月31日までの所得）を確認します。（市役所への申請日を基準として、所得確認をする年を分けます。）

② 世帯全員の総所得金額の算出

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{Aさんの総所得金額} \\ \text{円} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{c} \text{Bさんの総所得金額} \\ \text{円} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{c} \text{Cさんの総所得金額} \\ \text{円} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{世帯全員の総所得金額} \\ \text{A} \text{円} \end{array}}$$

③ 世帯の控除額の算出

控除の種類	内容	控除額	合計
1 給与所得等控除	給与所得又は公的年金等の雑所得がある人	100,000円× 人 ※所得が10万円以下 の場合はその額	円
2 同居及び扶養控除	同居者又は同居しない扶養親族	380,000円× 人	円
3 特定扶養控除	扶養親族のうち16歳以上23歳未満である方	250,000円× 人	円
4 老人扶養（同一生計配偶者）控除	同一生計配偶者及び扶養親族で70歳以上の方	100,000円× 人	円
5 寡婦控除	所得がある人が寡婦※の場合 ※夫と離婚又は死別等後婚姻せず、扶養親族を有する（死別等の場合を除く。）総所得金額が500万円以下の者	270,000円× 人 ※所得が27万円以下 の場合はその額	円
6 ひとり親控除	所得がある人がひとり親※の場合 ※現に婚姻しておらず、生計を同一にする総所得金額が48万円以下の子を有する総所得金額が500万円以下の者	350,000円× 人 ※所得が35万円以下 の場合はその額	円
7 障害者控除	申請者及び同居親族並びに扶養親族の中に障がい者がいる場合	270,000円× 人	円
8 特別障害者控除	申請者及び同居親族並びに扶養親族の中に重度の障がい者がいる場合	400,000円× 人	円
合計（1から8までの控除額の合計）			世帯の控除額合計 B 円

④ 政令月収の算出

世帯全員の総所得金額から世帯の控除額を差し引き、
12で割った額が政令月収となります

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{世帯全員の総所得金額} \\ \text{A 円} \\ \text{②で計算した金額} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{c} \text{世帯の控除額合計} \\ \text{B 円} \\ \text{③で計算した金額} \end{array}} \div 12 = \boxed{\begin{array}{c} \text{政令月収} \\ \text{円} \end{array}}$$

<計算例>

家族構成 夫 総所得金額 160万円（①所得証明書等で確認）

妻 総所得金額 80万円（①所得証明書等で確認）

子ども（12歳、9歳、3歳）

② 世帯全員の総所得金額 = 160万円 + 80万円 = 240万円

③ 世帯の控除額 = 10万円（給与所得等控除）× 2人（夫・妻） +
38万円（同居及び扶養控除）× 4人（妻・子ども） = 172万円

④ 政令月収 = (②240万円 - ③172万円) ÷ 12 = 5.7万円

住宅確保要配慮者

○ 福岡市では、住宅確保要配慮者を以下のとおり定めています。

- | | | |
|--------------|------------------------|--------------------------|
| ・低額所得者 | ・DV被害者 | ・海外からの引揚者 |
| ・被災者 | ・北朝鮮拉致被害者 | ・原子爆弾被爆者 |
| ・高齢者 | ・犯罪被害者 | ・戦傷病者 |
| ・障がい者 | ・生活困窮者 | ・児童養護施設退所者 |
| ・子育て世帯 | ・保護観察対象者等 | ・新婚世帯 |
| ・外国人 | ・刑の執行のため刑事施設に収容されていた者等 | ・LGBT |
| ・中国残留邦人 | ・困難な問題を抱える女性 | ・UIJターンによる転入者 |
| ・児童虐待を受けた者 | ・国土交通大臣が指定する大規模災害の被災者 | ・住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援を行う者 |
| ・ハンセン病療養所入所者 | | |

要支援世帯・支援世帯の考え方

- ①政令月収、②居住面積（住宅の広さ）及び③家賃負担率の3つの項目により判定する住宅困窮度により、要支援世帯及び支援世帯を以下のとおり位置付けています。
- ①政令月収、②居住面積及び③家賃負担率を算出後、④区分判定（どの区分に該当するか）します。

①政令月収<123,000円以下の世帯>

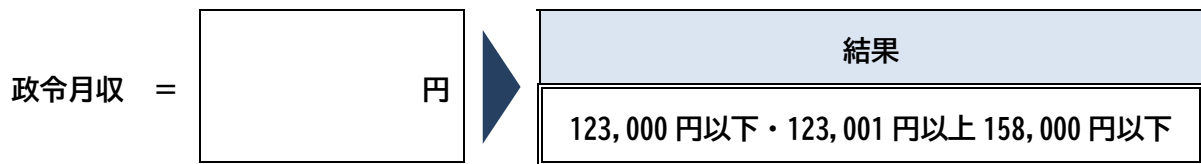
③家賃負担率		②居住面積	最低居住面積水準	
			未満	以上
高家賃負担率	未満	未満	要支援世帯(1)	
	以上			
			要支援世帯(2)	

①政令月収<123,001円~158,000円以下の世帯>

③家賃負担率		②居住面積	最低居住面積	
			未満	以上
高家賃負担率	未満	未満	要支援世帯(3)	
	以上			
			要支援世帯(4)	

① 政令月収の算出・区分の確認

政令月収の算出方法については、P. 18、19 をご参照ください。



② 居住面積の確認

現在入居している住宅の面積が、**最低居住面積※以上か未満かを確認**します。

※世帯人数に応じて、健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠な住宅の面積で、以下のとおりです。

世帯人数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
住戸専用面積	25 ㎡以上	30 ㎡以上	40 ㎡以上	50 ㎡以上	57 ㎡以上

最低居住面積以上か未満かの確認

- ① 世帯人数に応じた最低居住面積を算出
- ② 現在居住している住宅の面積と最低居住面積（①で算出）を比較

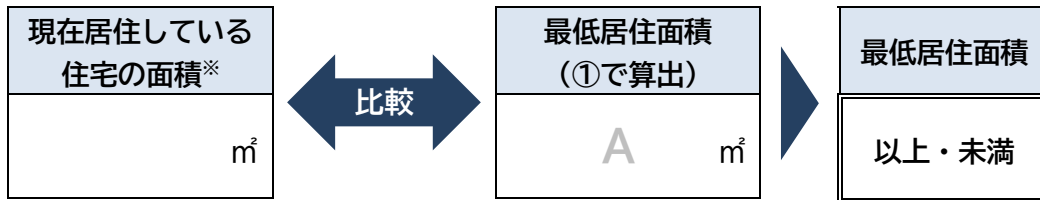
① 最低居住面積の算出

- **1人世帯**の場合は、最低居住面積は **25 ㎡**となります。（下表の計算は不要です）
- **2人世帯以上**の場合は、下表より最低居住面積を算出してください。

区分	計算式	面積
基礎面積		10 ㎡
10 歳以上	() 人 × 10 ㎡ =	㎡
6 歳以上 10 歳未満	() 人 × 7.5 ㎡ =	㎡
3 歳以上 6 歳未満	() 人 × 5 ㎡ =	㎡
3 歳未満	() 人 × 2.5 ㎡ =	㎡
小計		㎡
最低居住面積※ ※小計が 30 ㎡未満の場合は、 30 ㎡とする ※小計が 50 ㎡を超える場合は、 0.95 を乗じる		A ㎡

※妊娠中の子は、3 歳未満の子として計算します。

② 現在居住している住宅の面積と最低居住面積（①で算出）の比較



※賃貸借契約書などで確認してください。

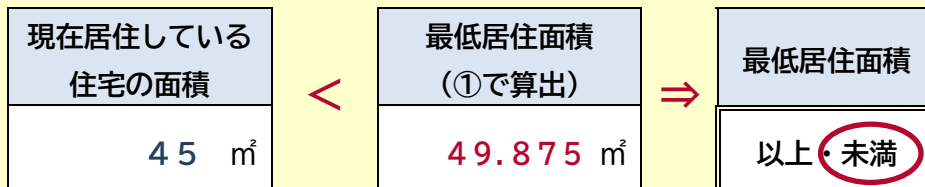
<計算例>

家族構成 夫
妻
子ども（12歳、9歳、3歳）
現在の住宅面積 45 m²

① 最低居住面積の算出

区分	計算式	面積
基礎面積		10 m ²
10歳以上	(3) 人 × 10 m ² =	30 m ²
6歳以上10歳未満	(1) 人 × 7.5 m ² =	7.5 m ²
3歳以上6歳未満	(1) 人 × 5 m ² =	5 m ²
3歳未満	() 人 × 2.5 m ² =	m ²
小計		52.5 m ²
最低居住面積* ※小計が30 m ² 未満の場合は、30 m ² とする ※小計が50 m ² を超える場合は、0.95を乗じる		49.875 m ²

② 現在居住している住宅の面積と最低居住面積（①で算出）の比較



③ 家賃負担率の確認

世帯収入に対する、家賃負担率が高家賃負担率（36.7%）以上か未満かを確認します。

家賃負担率 = 家賃（入居者負担額） / 世帯収入

- ① 各自の収入を確認
- ② 各自の収入を合計して、世帯収入を算出
- ③ 年間の家賃（入居者負担額）総額を算出
- ④ 家賃総額（③で算出）を世帯収入（②で算出）で除した値が家賃負担率
- ⑤ 高家賃負担率（36.7%）と家賃負担率（④で算出）を比較

① 各自の収入の確認

○ 給与収入のみの方

令和8年度 「所得証明書」、「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額決定通知書」、「市民税・県民税（税額決定・納税）通知書・課税明細書」の給与収入

○ 年金収入のみの方

令和8年度 「所得証明書」、「市民税・県民税（税額決定・納税）通知書・課税明細書」の年金収入

○ 複数の収入がある方

令和8年度 「所得証明書」の各収入の合計

② 世帯収入の算出

Aさんの収入 円	+	Bさんの収入 円	+	Cさんの収入 円	=	世帯収入 A 円
-------------	---	-------------	---	-------------	---	-------------

③ 年間（R1.1～12月）の家賃（入居者負担額）総額の算出

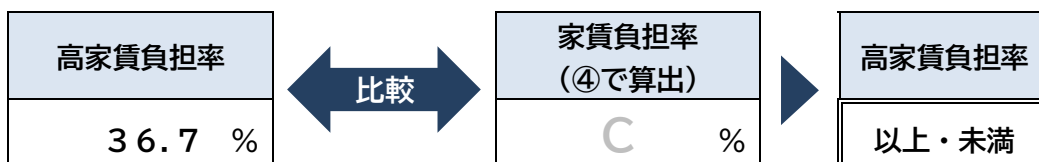
1月当たりの家賃* 円	× 12	=	家賃総額 B 円
----------------	------	---	-------------

※賃貸借契約書などで確認してください

④ 家賃負担率の算出

家賃総額 B 円	÷	世帯収入 A 円	=	家賃負担率 C %
-------------	---	-------------	---	--------------

⑤ 家賃負担率（④で算出）と高家賃負担率（36.7%）の比較



<計算例>

家族構成 夫 収入 240万円 (①所得証明書等で確認)

妻 収入 135万円 (①所得証明書等で確認)

子ども3人 (12歳、9歳、3歳)

家賃 8万円/月

② 世帯収入 = 240万円 + 135万円 = 375万円

③ 年間の家賃総額 = 8万円 × 12 = 96万円

④ 家賃負担率 = ③ 96万円 ÷ ② 375万円 = 25.6%

⑤ 高家賃負担率 (36.7%) と家賃負担率 (④で算出) の比較 36.7% > 25.6%

⇒ 上記世帯の家賃負担率25.6%は高家賃負担率36.7%を上回っているため、

高家賃負担率未滿となる

④ 区分判定

これまでの結果から、**要支援世帯 (1) ~ (4) 又は支援世帯 (A) (B) のどの区分**に該当するかを判定します。(P.20「要支援世帯・支援世帯の考え方」を参照)

<計算例>

家族構成 夫 収入 240万円 (所得150万円)

妻 収入 135万円 (所得 70万円)

子ども3人 (12歳、9歳、3歳)

現在の住宅面積 45㎡

家賃 8万円/月

① 政令月収 5.7万円 ⇒ **123,000円以下** (18ページ<<計算例>>参照)

② 居住面積 [現在の住宅面積 45㎡] < [最低居住面積 49.875㎡]

⇒ **最低居住面積未滿** (22ページ<<計算例>>参照)

③ 家賃負担率 [高家賃負担率 36.7%] > [家賃負担率 25.6%]

⇒ **高家賃負担率未滿** (24ページ<<計算例>>参照)

① 政令月収 <<123,000円以下の世帯>>

③ 家賃負担率		② 居住面積	
		最低居住面積	
		未滿	以上
高家賃 負担率	未滿	要支援世帯 (1)	支援世帯 (A)
	以上		要支援世帯 (2)

⇒ 当該世帯の判定区分は、**要支援世帯 (1)**ということになります。

居住環境の向上の考え方

○ 居住環境が向上するとは、新たにセーフティネット住宅又は居住サポート住宅に転居することで、**居住面積が広がる又は家賃負担率が低くなる**ことを言います。

(※年収が著しく低い方については、個別に対応しますので、ご相談ください。)

○ 転居後に、どの区分(要支援世帯・支援世帯)に該当するかを**再度判定**し、**居住環境が向上**※することが必要です。

※居住環境向上の例

転居前	転居後
要支援世帯(1)(2)の場合	支援世帯(A)になる
要支援世帯(3)(4)の場合	支援世帯(B)になる
支援世帯(A)(B)の場合	支援世帯(A)(B)を維持する

<区分判定チェックリスト>

		転居前	転居後
入居世帯	世帯年収 ① ※P.19「A」を記入	円	円
	政令月収 ② ※P.19 算出結果を記入	円	円
住宅	住戸面積 ③ ※賃貸借契約書等から	m ²	m ²
	家賃・入居者負担額 ④	家賃 円 ※転居前(現在)の家賃	家賃 入居者負担額※ 円 ※家賃補助付き住宅の場合は、P.26,27の一覧表から入居者負担額を記入
政令月収区分の判定 ※②の所得から	<input type="checkbox"/> 0 ≤ ② ≤ 104,000	区分Ⅰ	<input type="checkbox"/> 0 ≤ ② ≤ 104,000 区分Ⅰ
	<input type="checkbox"/> 104,001 ≤ ② ≤ 123,000	区分Ⅱ	<input type="checkbox"/> 104,001 ≤ ② ≤ 123,000 区分Ⅱ
	<input type="checkbox"/> 123,001 ≤ ② ≤ 139,000	区分Ⅲ	<input type="checkbox"/> 123,001 ≤ ② ≤ 139,000 区分Ⅲ
	<input type="checkbox"/> 139,001 ≤ ② ≤ 158,000	区分Ⅳ	<input type="checkbox"/> 139,001 ≤ ② ≤ 158,000 区分Ⅳ
最低居住面積 ※P.22 結果を記入 (③と⑤の比較)	最低居住面積 ⑤ ※P.21「A」を記入	m ²	最低居住面積 ⑤ ※P.21「A」を記入 m ²
	<input type="checkbox"/> 最低居住面積未滿		<input type="checkbox"/> 最低居住面積未滿
	<input type="checkbox"/> 最低居住面積以上		<input type="checkbox"/> 最低居住面積以上
家賃負担率 (④×12÷①) ※P.23 結果を記入 (高家賃負担率 36.7%との比較)	家賃負担率 ※P.23「C」を記入	%	家賃負担率 ※P.23「C」を記入 %
	<input type="checkbox"/> 高家賃負担率未滿		<input type="checkbox"/> 高家賃負担率未滿
	<input type="checkbox"/> 高家賃負担率以上		<input type="checkbox"/> 高家賃負担率以上
居住環境区分の判定 ※下記の判定表から			

≪区分判定表≫

① 政令月収 ≪123,000 円以下の世帯≫

③ 家賃負担率		② 居住面積	
		未滿	以上
高家賃 負担率	未滿	要支援世帯(1)	支援世帯(A)
	以上		要支援世帯(2)

① 政令月収 ≪123,001 円以上 158,000 円以下の世帯≫

③ 家賃負担率		② 居住面積	
		未滿	以上
高家賃 負担率	未滿	要支援世帯(3)	支援世帯(B)
	以上		要支援世帯(4)

■ 住宅面積・家賃上限額・入居者負担額・家賃補助額一覧表

住宅面積 (㎡)	家賃限度額 (円)	入居者負担額 (円)		家賃補助限度額 (円)	
		政令月収 区分Ⅰ	政令月収 区分Ⅱ	政令月収 区分Ⅰ	政令月収 区分Ⅱ
18	42,100	9,000	10,300	33,100	31,800
19	42,600	9,500	10,900		31,700
20	43,100	10,000	11,500		31,600
21	43,600	10,500	12,100		31,500
22	44,100	11,000	12,600		31,500
23	44,600	11,500	13,200		31,400
24	45,100	12,000	13,800		31,300
25	45,600	12,500	14,400		31,200
26	46,100	13,000	15,000		31,100
27	46,600	13,500	15,500		31,100
28	47,100	14,000	16,100		31,000
29	47,600	14,500	16,700		30,900
30	51,500	15,000	17,300		36,500
31	52,000	15,500	17,800	34,200	
32	52,500	16,000	18,400	34,100	
33	53,000	16,500	19,000	34,000	
34	53,500	17,000	19,600	33,900	
35	54,000	17,500	20,200	33,800	
36	54,500	18,000	20,700	33,800	
37	55,000	18,500	21,300	33,700	
38	55,500	19,000	21,900	33,600	
39	56,000	19,500	22,500	33,500	
40	62,900	20,000	23,000	42,900	39,900
41	63,400	20,500	23,600		39,800
42	63,900	21,000	24,200		39,700
43	64,400	21,500	24,800		39,600
44	64,900	22,000	25,300		39,600
45	65,400	22,500	25,900		39,500
46	65,900	23,000	26,500		39,400
47	66,400	23,500	27,100		39,300
48	66,900	24,000	27,700		39,200
49	67,400	24,500	28,200		39,200

※50㎡以上は次ページ参照

■ 住宅面積・家賃上限額・入居者負担額・家賃補助額一覧表

住宅面積 (㎡)	家賃限度額 (円)	入居者負担額 (円)		家賃補助限度額 (円)	
		政令月収 区分Ⅰ	政令月収 区分Ⅱ	政令月収 区分Ⅰ	政令月収 区分Ⅱ
50	69,100	25,000	28,800	44,100	40,300
51	69,600	25,500	29,400		40,200
52	70,100	26,000	30,000		40,100
53	70,600	26,500	30,500		40,100
54	71,100	27,000	31,100		40,000
55	71,600	27,500	31,700		39,900
56	72,100	28,000	32,300		39,800
57	72,600	28,500	32,800		39,800
58	73,100	29,000	33,400		39,700
59	73,600	29,500	34,000		39,600
60	74,500	30,000	34,600	44,500	39,900
61	75,000	30,500	35,200		39,800
62	75,500	31,000	35,700		39,800
63	76,000	31,500	36,300		39,700
64	76,500	32,000	36,900		39,600
65	77,000	32,500	37,500		39,500
66	77,500	33,000	38,000		39,500
67	78,000	33,500	38,600		39,400
68	78,500	34,000	39,200		39,300
69	79,000	34,500	39,800		39,200
70	80,000	35,000	40,400	45,000	39,600
71	80,500	35,500	40,900		39,600
72	81,000	36,000	41,500		39,500
73	81,500	36,500	42,100		39,400
74	82,000	37,000	42,700		39,300
75	82,500	37,500	43,200		39,300
76	83,000	38,000	43,800		39,200
77	83,500	38,500	44,400		39,100
78	84,000	39,000	45,000		39,000
79	84,500	39,500	45,500		39,000

※政令月収区分Ⅰ：月額所得が104,000円以下 政令月収区分Ⅱ：月額所得が123,000円以下
 ※80㎡以上の住宅については、個別にお問い合わせください

《住替え事例（1／3）》

世帯構成 夫（70歳） 年金収入 180万円（所得 70万円）

妻（64歳） 年金収入 60万円（所得 0円）

転居前 【現在居住の住宅面積】 28㎡ 【家賃】 80,000円

上記世帯が、下記の家賃補助付き住宅に転居する場合

転居後 【住宅面積】 35㎡ 【家賃】 50,000円

【入居者負担額】 17,500円 【家賃補助額】 32,500円

○ 政令月収の算出・区分の確認（18、19ページ参照）

- ① 所得証明書等で所得を確認（夫：60万円、妻：0円）
- ② 世帯全員の総所得金額 = 60万円
- ③ 世帯の控除額 = 10万円（給与所得等控除）× 1（夫） +
38万円（同居及び扶養控除）× 1（妻） = 48万円
- ④ 政令月収 = （②70万円 - ③48万円）÷ 12 = **1.9万円**
⇒ 結果は **123,000円以下**

○ 居住面積の確認（21、22ページ参照）

① 最低居住面積の算出

区分	計算式	面積
基礎面積		10 m ²
10歳以上	(2) 人 × 10 m ² =	20 m ²
6歳以上10歳未満	() 人 × 7.5 m ² =	m ²
3歳以上6歳未満	() 人 × 5 m ² =	m ²
3歳未満※	() 人 × 2.5 m ² =	m ²
小計		m ²
最低居住面積※ ※小計が30 m ² 未満の場合は、 30 m ² とする ※小計が50 m ² を超える場合は、 0.95を乗じる		30 m ²

② 【転居前】（現在居住している住宅）の住宅面積と最低居住面積（①で算出）の比較

現在居住している 住宅の面積	<	最低居住面積 (①で算出)	⇒	最低居住面積
28 m ²		30 m ²		以上・未満

③ 【転居後】の住宅面積と最低居住面積（①で算出）の比較

転居後の 住宅の面積	>	最低居住面積 (①で算出)	⇒	最低居住面積
35 m ²		30 m ²		以上・未満

★【住替え事例】29ページへ続きます★

《住替え事例（2／3）》

○ 家賃負担率の確認（23、24ページ参照）

- ① 所得証明書等で収入を確認（夫：180万円、妻：60万円）
- ② 世帯収入 = 180万円 + 60万円 = 240万円

【転居前】

- ③ 年間の家賃総額 = 8.0万円 × 12カ月 = 96万円
- ④ 家賃負担率 = ③ 96万円 ÷ ② 240万円 = **40.0%**
- ⑤ 高家賃負担率と家賃負担率（④で算出）の比較

高家賃負担率	<	家賃負担率 (④で算出)	⇒	高家賃負担率
36.7%		40.0%		以上・未満

【転居後】

- ③ 年間の入居者負担額 = 1.75万円 × 12カ月 = 21万円
- ④ 家賃負担率 = ③ 21万円 ÷ ② 240万円 = **8.8%**
- ⑤ 高家賃負担率と家賃負担率（④で算出）の比較

高家賃負担率	>	家賃負担率 (④で算出)	⇒	高家賃負担率
36.7%		8.8%		以上・未満

★【住替え事例】30ページへ続きます★

《住替え事例（3／3）》

【区分判定チェックリスト】

		転居前	転居後
入居世帯	世帯年収 ①	2,400,000 円	2,400,000 円
	政令月収 ②	18,333 円	18,333 円
住宅	住宅面積 ③	28 m ²	35 m ²
	家賃（入居者負担額） ④	80,000 円	17,500 円
政令月収区分の確認		<input checked="" type="checkbox"/> 0 ≤ ② ≤ 104,000	<input checked="" type="checkbox"/> 0 ≤ ② ≤ 104,000
		<input type="checkbox"/> 104,001 ≤ ② ≤ 123,000	<input type="checkbox"/> 104,001 ≤ ② ≤ 123,000
		<input type="checkbox"/> 123,001 ≤ ② ≤ 139,000	<input type="checkbox"/> 123,001 ≤ ② ≤ 139,000
		<input type="checkbox"/> 139,001 ≤ ② ≤ 158,000	<input type="checkbox"/> 139,001 ≤ ② ≤ 158,000
居住面積の確認 ※③と⑤の比較		最低居住面積 ⑤ 30 m ²	最低居住面積 ⑤ 30 m ²
		<input checked="" type="checkbox"/> 最低居住面積未満	<input type="checkbox"/> 最低居住面積未満
		<input type="checkbox"/> 最低居住面積以上	<input checked="" type="checkbox"/> 最低居住面積以上
家賃負担率（④×12÷①） の確認 ※高家賃負担率（36.7%）の比較		家賃負担率 40.0 %	家賃負担率 8.8 %
		<input type="checkbox"/> 高家賃負担率未満	<input checked="" type="checkbox"/> 高家賃負担率未満
		<input checked="" type="checkbox"/> 高家賃負担率以上	<input type="checkbox"/> 高家賃負担率以上
区分判定 ※下記の判定表から		要支援世帯（1）	支援世帯（A）

《区分判定表》

① 政令月収 < 123,000 円以下の世帯 >

③ 家賃負担率		② 居住面積	
		最低居住面積	
		未満	以上
高家賃負担率	未満	要支援世帯（1）	支援世帯（A）
	以上		要支援世帯（2）

① 政令月収 < 123,001 円以上 158,000 円以下の世帯 >

③ 家賃負担率		② 居住面積	
		最低居住面積	
		未満	以上
高家賃負担率	未満	要支援世帯（3）	支援世帯（B）
	以上		要支援世帯（4）

【転居前】要支援世帯（1） ⇒ 【転居後】支援世帯（A）となり、
当該住替えは居住環境が向上している

※居住環境向上の例は P. 25 をご参照ください

1-3 入居申込み（賃貸借契約）

- **入居者資格認定通知書を、入居を希望する補助付き住宅の管理会社等へ提出**し、当該住宅への入居手続きを進める場合は、入居者資格認定通知書に記載の内容（入居者負担額、家賃低廉化補助額など）及び契約内容を確認し、ご納得いただいた上で、賃貸借契約を締結します。
- なお、各補助付き住宅において賃貸借契約を締結する場合、以下の内容が契約の条件に付されますので、ご確認ください。

【改修費補助金交付住宅の場合】

- | | |
|----|---|
| 1) | 入居者が不正な行為によって入居したとき、入居者及び同居者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したときは、賃貸借契約を解除することを賃貸の条件とすること。 |
|----|---|

【家賃補助付き住宅の場合】

- | | |
|----|---|
| 1) | 入居者が不正な行為によって入居したとき、入居者及び同居者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したときは、賃貸借契約を解除することを賃貸の条件とすること。 |
| 2) | 入居者は、家賃低廉化補助金の交付決定を受けたセーフティネット専用住宅又は居住サポート住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならないこと。 |
| 3) | 入居者が退去する際に、引き続き同居者が入居し続けようとするときは、家賃低廉化事業者へ通知しなければならないこと。 |
| 4) | 入居者は、出産、死亡、転入、転出又は氏名変更等入居者等に増減その他の変更が生じたときは、住民票の写しその他変更事項を証明する書類を添えて家賃低廉化事業者へ届け出なければならないこと。 |
| 5) | 家賃低廉化補助金が交付される場合、家賃の額から当該家賃低廉化補助金の額を控除した額を入居者負担額とすること。 |
| 6) | 入居者は、毎年度1月31日までに、入居者資格認定申請書を福岡市に提出しなければならないこと。 |

※ 家賃低廉化事業者とは、家賃補助付き住宅の大家さんなどを指します。

<注意>

家賃低廉化補助が適用される月は、賃貸借契約による入居可能日（家賃徴収の始期となる日）が、

- ・ **月の初日**であるときは**その月から**
- ・ **月の初日以外**であるときは、**翌月から**となります

1-4 転居確認（入居後の住民票の送付）

1-2 入居者資格認定申請（入居者要件の事前確認）の際に、福岡市に提出した「入居資格に係る誓約書兼同意書（様式第 19 号別紙）※P. 14」において、「**住民基本台帳の情報について閲覧がされること**」の同意欄に**チェックして提出した方は、本手続きは不要**です。

○ 引越し完了後、以下の書類を提出してください。

〔提出先〕 福岡市住宅都市みどり局住宅部住宅計画課居住支援係
〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号
TEL：092-711-4279 FAX：092-733-5589

〔提出方法〕 持参又は郵送

〔提出期限〕 **引越し完了（当該住宅へ入居）した日から 30 日以内**

チェック	必要書類
<input type="checkbox"/>	○ 転居後の世帯全員の住民票の写し（当該住宅の住所に変更済のもの）【原本】 （続柄の記載あり、個人番号の記載なし、30 日以内に交付を受けたもの）

1—5 住替え助成金（引越し費用等への助成）の申請

- 補助付き住宅に引越しが完了した後、引越し費用等の助成対象経費の合計額（消費税含む）の1/2かつ最大10万円まで、福岡市が入居者に直接助成を行います。

区分	助成対象経費	助成対象外経費
初期費用等	<ul style="list-style-type: none"> ○礼金 ○建物仲介手数料 ○家賃債務保証料 ○住宅保険料（火災保険等） ○鍵交換費用 ○転居前の住宅に係る原状回復費用 ○転居前の住宅の清掃（クリーニング）・消毒費用 	<ul style="list-style-type: none"> ×敷金 ×駐車場仲介手数料 ×契約時に支払う家賃、共益費及び管理費 ×転居後の住宅の清掃（クリーニング）・消毒費用 ×その他左記に定めるもの以外の費用
引越費用	<ul style="list-style-type: none"> ○引越し運搬費用 ○荷造りや荷解きに係る費用（人件費や梱包資材に係る費用など） ○引越しに伴うエアコン、洗濯機（転居前住宅から移設したものに限る。）などの取り外し・取り付けに係る電気設備工事費用 ○引越しに伴う不用品の処分費用 	<ul style="list-style-type: none"> ×引越し業者が行う消毒又はハウスクリーニングに係る費用 ×公共料金等の名義変更代行サービスに係る費用 ×挨拶品の手配に係る費用 ×引越しに係る友人等への謝礼金

- 家賃補助付き住宅又は家賃債務保証料等補助付き住宅に入居した方
⇒住替え助成金の受給要件を満たしています。次ページの書類をご提出ください。
- 改修費補助交付住宅に入居した方
⇒要件に該当するかを確認する必要がありますので、福岡市住宅計画課までご連絡ください。

〔提出先〕福岡市住宅都市みどり局住宅部住宅計画課居住支援係
〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号
TEL：092-711-4279 FAX：092-733-5589
MAIL：sumikae-josei@city.fukuoka.lg.jp



〔提出方法〕持参、郵送又はメール

〔提出期限〕引越し日から1年以内（※申請は令和9年2月28日までに行ってください）

※令和8年3月31日(火)までに転居した世帯については、申請期間は引越しから5か月以内となっておりますのでご注意ください。

■ 申請書兼同意書に同意する場合は、※1、2、3の書類は提出不要です。

※文字が薄い、見切れている等、内容が確認できない書類は受付できません。

チェック	必要書類	備考
<input type="checkbox"/>	○ 助成金交付申請書兼同意書 (様式第5号)	福岡市 HP から印刷・ ダウンロードしてください。
<input type="checkbox"/> ※1	○ 転居後の世帯全員の住民票の写し【写し】 (続柄の記載あり、個人番号の記載なし、30日以内に交付を受けたもの) ※別世帯の配偶者がいる場合、配偶者についても上記書類の提出が必要です。 ※交付申請書兼同意書に同意した方は不要	
<input type="checkbox"/>	○ 世帯員全員(16歳以上)の、転居前の居住地における市区町村税に滞納がないことを証明する書類(転居前の居住地が福岡市以外の場合に限る。【写し】) (課税の有無に関係なく必要です。30日以内に交付を受けたもの) ※令和7年度中に福岡市外に居住していたことがある方は、福岡市内間で転居を行う場合も、上記書類が必要となる場合があります。 ※別世帯の配偶者がいる場合、配偶者についても上記書類の提出が必要です。	
<input type="checkbox"/> ※2	○ 世帯員全員(16歳以上)の、福岡市の市税に係る徴収金(市税及び延滞金等)に滞納がないことの証明書【写し】 (課税の有無に関係なく必要です。30日以内に交付を受けたもの) ※別世帯の配偶者がいる場合、配偶者についても上記書類の提出が必要です。 ※交付申請書兼同意書に同意した方は不要	
<input type="checkbox"/> ※3	○ 令和7年分の世帯員全員(16歳以上)の所得が分かる書類 ・令和8年度 所得証明書又は課税明細書【写し】 ・令和8年度 給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額決定通知書【写し】 ・令和8年度 市民税・県民税(税額決定・納税)通知書【写し】 ※申請時点で取得できる最新年度の証明書等を提出してください ※収入の有無に関係なく、上記のいずれかが必要です ※必要とする年度の1月1日現在に住んでいた市区町村で取得してください ※別世帯の配偶者がいる場合、配偶者についても上記書類の提出が必要です ※令和7年分の所得が確定する前に申請を行う場合は、令和6年分の所得を確認します。 (令和7年分の所得確認⇒給与所得のみの方…5/20以降、それ以外の方…6/11以降) ※必要年度の1月1日に、福岡市内に住んでいた方で交付申請書兼同意書に同意した方は不要	
<p>≪転居前の住宅について≫</p>		
<input type="checkbox"/>	○ 賃貸借契約書【写し】 <ない場合は、以下を提出> ・賃貸住宅証明書(転居前の住宅用) (様式第9号)	【必要なページ】 ・所在地、物件名、家賃、入居者一覧がわかるページ ・貸主、借主、管理会社、不動産媒介業者が記載及び押印されているページ
<input type="checkbox"/>	○ 解約日が分かる書類【写し】 (例)・解約清算書 等	※賃貸住宅証明書(様式第9号)等で解約日が確認できる場合は、提出不要です。
<p>≪転居後のセーフティネット住宅・居住サポート住宅について≫</p>		
<input type="checkbox"/>	○ 賃貸借契約書【写し】	【必要なページ】 ・所在地、物件名、家賃、入居者一覧がわかるページ ・貸主、借主、管理会社、不動産媒介業者が記載及び押印されているページ

<div style="background-color: #003366; color: white; padding: 5px;"> ≪引越しに係る書類について≫ </div>		
<input type="checkbox"/>	<p>○ 礼金・仲介手数料・家賃債務保証料・住宅保険料（火災保険等）・鍵交換費用の</p> <p>① <u>内訳金額がわかる書類</u>及び</p> <p>② <u>支払いを確認できる書類</u>【写し】</p> <p>（例①）・請求書（見積書） （例②）・領収書 ・振込金額と振込先が記載された通帳 等</p>	<p>※各内訳+支払いが確認できるものが必要です ※コンビニで支払った場合は、別途、契約書や保険証書をご持参ください</p>
<input type="checkbox"/>	<p>○ 転居前の住宅の現状回復費用・清掃（クリーニング）・消毒費用の</p> <p>① <u>内訳金額が分かる書類</u>及び</p> <p>② <u>支払いを確認できる書類</u>【写し】</p> <p>（例①）・請求書（見積書） （例②）・領収書 ・振込金額と振込先が記載された通帳 等</p>	<p>※各内訳+支払いが確認できるものが必要です ※転居後の住宅の清掃（クリーニング）・消毒費用は対象外です</p>
<input type="checkbox"/>	<p>○ 引越し代・エアコン移設工事の</p> <p>① <u>内訳金額が分かる書類</u>及び</p> <p>② <u>支払いを確認できる書類</u>【写し】</p> <p>（例①）・請求書（見積書） （例②）・領収書 ・振込金額と振込先が記載された通帳 等</p>	<p>※引越し代の見積書、領収書等については、運送業として許可を受けている業者から発行されたものに限ります。</p> <p>※引越し代の内訳があるもの（ない場合は業者へ再発行を依頼してください）</p> <p>※エアコン等移設工事については、移設前後の住所が分かる書類を提出していただく場合があります。</p>
≪本人確認書類≫		
本人が申請する場合		
<input type="checkbox"/>	<p>○ 運転免許証、マイナンバーカード（裏面不要）などから1点【写し】</p> <p>※窓口申請の場合は、原本をご提示いただきます。</p>	
本人以外（代理人）が申請する場合		
<input type="checkbox"/>	<p>○ 代理人の運転免許証、マイナンバーカード（裏面不要）などから1点【写し】</p> <p>※窓口申請の場合は、原本をご提示いただきます。</p>	
<input type="checkbox"/>	<p>○ 委任状【原本】</p>	<p>※参考様式は、福岡市 HP に掲載しています</p>
≪場合により必要な書類≫		
<input type="checkbox"/>	<p>○ その他入居者資格に係る証明書等【写し】</p>	<p>※世帯の状況等に応じて別途書類をご準備いただく場合があります。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>○ 母子手帳【写し】</p>	<p>【必要なページ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表紙（交付日を確認します） ・子の保護者欄 <p>（福岡市交付の母子手帳の場合、1ページ目）</p>
<input type="checkbox"/>	<p>○ 立退きに係る通知書【写し】</p> <p><ない場合は、以下を提出></p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃貸住宅証明書（転居前の住宅用） （様式第9号） 	<p>※立退き料の金額の記載があるもの</p>

記載例〈助成金交付申請書兼同意書（様式第5号）〉

様式第5号（第11条関係）

福岡市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅等住替え支援事業助成金交付申請書兼同意書

令和〇年〇月〇日

(宛先) 福岡市長

申請者 (世帯主)	ふりがな	てんじん たろう		転居日	令和〇年〇月〇日
	氏名	天神 太郎		電話	(日中連絡可能な番号を記入してください) ・〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 ・〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	メール	(申請受付通知・交付決定通知をメールにて送付しますので、大文字と小文字は区別し、正しく記入してください。) 〇〇〇〇〇〇〇@〇〇〇〇.〇〇〇			
住所	現	(〒〇〇〇 - 〇〇〇〇) 福岡市〇〇区〇〇 〇丁目〇〇番〇〇号			
		〇〇アパート 〇〇〇号室			
		セーフティネット住宅の登録番号又は居住サポート住宅の認定番号			
	旧	福岡市〇〇区〇〇 〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇ハイツ 〇〇〇号室			
認定を受けている場合の認定番号				第	号

福岡市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅等住替え支援事業助成金の交付を受けたいので、必要書類を添えて、下記のとおり申請します。

また、下記の【誓約事項】に掲げる助成対象者の要件に該当していることを誓約します。なお、助成対象者の要件の審査のため、申請にあたり市に提出した個人情報を基に、福岡県警察（誓約事項1の確認）及び市情報所管課（誓約事項2及び3の確認）に対して照会（福岡市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等入居支援事業補助金交付要綱に基づく家賃低廉化補助金又は家賃債務保証料低廉化補助金の交付を受けた住宅確保要配慮者専用賃貸住宅又は居住安定援助賃貸住宅に入居中の方を除く。）すること並びに次項の【同意事項】で同意した内容に使用されることに同意します。

1 住替え後の世帯の状況（妊娠中の方はチェックをつけてください。）転居日時時点で妊娠中（確認欄）

下記の世帯員以外に、生計を同一にする者（別世帯の配偶者）が いません。 います。

同意欄	ふりがな		続柄	生年月日
	氏名			
1 <input checked="" type="checkbox"/>	てんじん たろう 天神 太郎		本人 (申請者)	昭/平/令 〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇歳)
2 <input checked="" type="checkbox"/>	てんじん はなこ 天神 花子		妻	昭/平/令 〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇歳)
3 <input checked="" type="checkbox"/>	てんじん いちろう 天神 一郎		子	昭/平/令 〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇歳)
4 <input type="checkbox"/>				昭/平/令 年 月 日 (歳)
5 <input type="checkbox"/>				昭/平/令 年 月 日 (歳)

(別世帯の配偶者がいる場合は、記載してください。)

1 <input type="checkbox"/>				昭/平/令 年 月 日 (歳)
	住所	(〒 -)		

記

【誓約事項】

- 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第2条第2項に規定する暴力団員又は第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
- 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者ではありません。
- 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金の転居費用を受給していません。

◆ **現在住んでいる住宅で家賃低廉化補助の適用を受けるための手続き**

2-1 大家さんへの事前相談及び入居者資格確認申請

- 現在住んでいる民間賃貸住宅で家賃低廉化補助の適用を受けるためには、当該民間賃貸住宅を**家賃補助付き住宅（セーフティネット専用住宅又は居住サポート住宅）**として、**大家さんから福岡市に登録・応募**していただく必要があります。（家賃補助の対象は現在住んでいる住宅の大家さんになります。）
- **大家さんに、「家賃補助付き住宅」として、福岡市に登録・応募するようご相談ください。（大家さんが、福岡市に登録・応募することの理解を得てください。）**
- また、**①現在住んでいる住宅が「家賃補助付き住宅」の要件を満たしていること**に加え、P.16～17に記載の**②「家賃補助付き住宅の場合の入居者要件」を満たす必要があります。**
- まずは、以下の内容を聞取りさせていただきますので、事前の確認をお願いいたします。

項目		回答	備考
世帯構成・人数			年齢、続柄などをお聞きします。
世帯年収		円	源泉徴収票、所得証明書等でご確認ください。 分からない場合は、概ねの額をお聞きします。
世帯の総所得金額		円	P.18、19記載の ①各自の総所得金額の確認方法、②世帯全員の総所得金額の算出 を参照ください。 （※分からない場合は、空欄で結構です）
現在の 賃貸住宅	住所	市 区	福岡市外に居住の方は、 対象外 です。
	住宅面積	m ²	
	家賃	円	賃貸借契約書などでご確認ください。
	入居時期	年 月	
生活保護		該当・非該当	該当の方は、 対象外 です。
住居確保給付金		受給中・非受給	受給中の方は、 対象外 です。

- 聞き取り後、入居者資格に適合すると思われる場合は、その旨ご連絡いたしますので、**P.10 に記載の書類を準備し、福岡市に提出**（記載例については、P.12～15 をご参照ください。）してください。
- 合わせて、大家さんからは、「家賃補助付き住宅」（セーフティネット専用住宅又は居住サポート住宅）としての申請書類を福岡市に提出していただきます。
- 要件に適合すると正式に認められた場合は、市より「**入居者資格認定通知書**」をお渡しいたしますので、当該書類に記載の内容をご確認の上、**2-2 賃貸借変更契約 ※P.39**に進んでください。

2-2 賃貸借変更契約

- 入居者資格認定通知書を確認後、入居者資格認定通知書に記載の内容（入居者負担額、家賃低廉化補助額）を踏まえ、賃貸借変更契約（又は賃貸借契約変更と同等の効力を有する合意）を締結してください。
- なお、賃貸借変更契約を締結する場合、以下の内容が契約の条件に付されますので、ご確認ください。

1)	入居者が不正な行為によって入居したとき、入居者及び同居者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したときは、賃貸借契約を解除することを賃貸の条件とすること。
2)	入居者は、家賃低廉化補助金の交付決定を受けたセーフティネット専用住宅又は居住サポート住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならないこと。
3)	入居者が退去する際に、引き続き同居者が入居し続けようとするときは、家賃低廉化事業者に通知しなければならないこと。
4)	入居者は、出産、死亡、転入、転出又は氏名変更等入居者等に増減その他の変更が生じたときは、住民票の写しその他変更事項を証明する書類を添えて家賃低廉化事業者に届け出なければならないこと。
5)	家賃低廉化補助金が交付される場合、家賃の額から当該家賃低廉化補助金の額を控除した額を入居者負担額とすること。
6)	入居者は、毎年度1月31日までに、入居者資格認定申請書を福岡市に提出しなければならないこと。

※ 家賃低廉化事業者とは、家賃補助付き住宅の大家さんなどを指します。

<注意>

家賃低廉化補助が適用される月は、賃貸借変更契約日（又賃貸借契約変更と同等の効力を有する合意を行った日）が、

- ・ 月の初日であるときはその月から
- ・ 月の初日以外であるときは、翌月からとなります

◆ 入居後に必要な手続き

3-1 入居者資格確認申請（継続申請）

○ 翌年度も継続して家賃補助付き住宅に住み続ける場合は、以下の書類を提出してください。
翌年度（4～3月）の家賃負担額（入居者負担額）を決定するために必要です。

〔提出先〕 福岡市住宅都市みどり局住宅部住宅計画課居住支援係
 〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号
 TEL：092-711-4279 FAX：092-733-5589
 MAIL：sumikae-josei@city.fukuoka.lg.jp



〔提出方法〕 持参、郵送又はメール

〔提出期限〕 毎年度1月31日まで

■ 誓約書兼同意書に同意する場合は、※1、2の書類は提出不要です。

■ 【原本】とある書類は、持参又は郵送で提出してください。

チェック	必要書類	備考
<input type="checkbox"/>	○ 入居者資格認定申請書（様式第19号）	福岡市 HP から印刷・ダウンロードしてください。
<input type="checkbox"/>	○ 入居者資格に係る誓約書兼同意書（様式第19号別紙）	
<input type="checkbox"/> ※1	○ 世帯全員の住民票の写し【原本】 （続柄の記載あり、個人番号の記載なし、30日以内に交付を受けたもの） ※誓約書兼同意書に同意した方は不要	
<input type="checkbox"/> ※2	○ 世帯員全員（16歳以上）の所得が分かる書類 ・所得証明書又は課税明細書【原本】 ・給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額決定通知書【写し】 ・市民税・県民税（税額決定・納税）通知書【写し】 ※申請時点で取得できる最新年度の証明書等を提出してください ※収入の有無に関係なく、上記のいずれかが必要です ※必要とする年度の1月1日現在に住んでいた市区町村で取得してください ※誓約書兼同意書に同意した方は不要	
《場合により必要な書類》		
<input type="checkbox"/>	○ その他入居者資格に係る証明書等【写し】	世帯の状況等に応じて別途書類をご準備いただく場合があります。

3-2 世帯員変更届

○ 入居者等の増減等（入居者が出産、死亡、転入、転出等）が生じた場合は、以下の書類を提出してください。

〔提出先〕 現在居住している家賃補助付き住宅の管理会社等

〔提出期限〕 入居者等の増減等が生じてから速やかに

チェック	必要書類	
<input type="checkbox"/>	○ 世帯全員の住民票の写し【原本】 (続柄の記載あり、個人番号の記載なし、30日以内に交付を受けたもの)	
《場合により必要な書類》		
<input type="checkbox"/>	その他入居者資格に係る証明書等【写し】	※世帯の状況等に応じて別途書類をご準備頂く場合があります。

3-3 名義承継届

○ 入居者（世帯主）が以下のいずれかに該当する場合、同居者は名義を承継することができます。

- 1) 世帯主が死亡したとき、又は離婚等により当該住宅を退去するとき。
- 2) 入居者がやむを得ない事由により、同居者に名義承継をさせるとき。
- 3) その他市長が認める特別の事情があるとき。

○ 名義承継を行うこととなった同居者は、以下の書類を提出してください。

〔提出先〕 現在居住している家賃補助付き住宅の管理会社等

〔提出期限〕 名義承継を行うこととなったときから速やかに

チェック	必要書類	
<input type="checkbox"/>	○ 入居者及び名義承継者（同居者）の住民票の写し【原本】 (続柄の記載あり、個人番号の記載なし、30日以内に交付を受けたもの)	
《場合により必要な書類》		
<input type="checkbox"/>	その他入居者資格に係る証明書等【写し】	

<問合わせ先>

福岡市 住宅都市みどり局 福岡市中央区天神 1 - 8 - 1

住宅計画課 TEL : 092-711-4279 FAX : 092-733-5589

居住支援係 MAIL : sumikae-josei@city.fukuoka.lg.jp